

東かがわ市告示第 79 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第 2 項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、東かがわ市事業部建設課において、告示の日から 3 週間一般の縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 20 日

東かがわ市長 上村 一郎

1 道路の区域

整理 番号	路線名	区 間	変 更 前 後 別	敷 地 の	
				計画幅員 (m)	延長 (m)
3222	雁田線	東かがわ市帰来 222-7 地先から 東かがわ市帰来 123-4 地先まで	前	—	—
			後	5.0 ~ 9.2	40.2

2 供用開始の期日 令和 8 年 4 月 20 日